

障害者自立支援法の緊急措置

現在、平成 20 年度予算が国会で審議されております。予算の中に「障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置」が織り込まれており、その内容の説明が始まりました。関係する所を**抜粋して報告**します。

(1) 利用者負担の見直し(20年7月~)

低所得者世帯・・・負担上限月額(定率部分)を現行の半額程度に引下げ。1ヶ月当たりの負担上限額、

・低所得1(基礎年金2級)3,750円	1,500円	モデル月額負担は 添付資料 を参照下さい。
・低所得2(基礎年金1級)6,150円	3,000円	
・通所サービスは	3,750円 1,500円	

個人単位を基本とした所得段階区分への見直し・・・父母の所得が高くても、本人と配偶者の所得が市町村民税の課税基準に満たない場合は、低所得世帯の負担の上限額が適用される。(以下、略)

(2) 事業者の経営基盤強化・・・特別対策による従前収入の9割保障に加えて、以下の緊急措置の実施。

通所サービスの「利用率」を見直すことにより、単価を約4%引き上げ。

定員を超えた受け入れの弾力化・・・通所サービスの受け入れ可能人数について、

- ・1日当たりで定員の120%まで 150%まで
- ・3ヶ月平均で定員の110%まで 125%まで

施設運営の弾力的運用が可能となる。



(以下、略)

障害者の権利擁護について・・・続報

前回通信16号に引き続き連絡いたします。NPO法人「埼玉成年後見センターいきいきネット」の設立申請を契機に説明会が各ブロック単位で始まりました。深谷市の親の会は北部ブロックに所属し、2月18日、サクラメイトで開催された説明会に、当会から5名の参加者で研修してきました。

当会に於いても、説明会を実施したいと考えておりますが、「親のための成年後見ハンドブック」小冊子を手致しましたので取り急ぎ配布させていただきます。添付小冊子を一読下さい。ポイントとして、

わが子に成年後見は必要か・・・10問の五者択一の設問に答えて必要性を判断。

親・兄弟・親戚・第三者の後見人について・・・夫々の特徴の記述があります。

最適な後見人、後見人にかかる費用など・・・障害者が地域で普通に暮らせる様にすることが必要な行為。

尚、成年後見制度の利用に先立って、障害者を幸せにするために、遺言書によって財産を残すことが出来ます。

遺言書は自筆で書き、死後発見される所に保管する自筆証書遺言と公正役場に保管する公正証書遺言があります。

遺言書の書き方、財産目録の整理仕方などの簡単な書類を添付しましたので活用下さい。

今後の予定

(1) 4月19日(土)・・・「つくし・たんぼぼ春まつり」午前10時~午後3時、場所：たんぼぼ作業所広場
親の会も協賛しています。多数の参加をお待ちしています。

(2) 5月14(水)・・・「手をつなぐ親の会・総会」午前10時~12時、場所：つくしの家(たんぼぼ作業所近隣)
詳細は別途ご案内します。予定の確保をお願いします。出席者には記念品とお弁当を準備します。

訃報

柴村康臣様(49歳)が2月25日に不慮の事故で
ご逝去されました。謹んでお悔やみ申し上げます。

(利用施設：みんなのいえ、生活ホーム深谷)

配布物

1. 深谷市手をつなぐ親の会通信#17
2. 障害者自立支援法・・・緊急措置...抜粋
3. 親のための成年後見ハンドブック
4. 遺言書の書き方、財産目録の整理の仕方

親の会通信は2ヶ月前後に発行します。情報がありましたら梶山まで連絡下さい。